

証券コード 8303
平成19年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株 式 会 社 新 生 銀 行
取締役代表執行役社長 ティエリー ボルテ

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成19年6月19日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 平成19年6月20日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店1階 新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役14名選任の件
- 第2号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第3号議案 自己株式（甲種優先株式）取得の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合は、後記57頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記57頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

第7期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ（当行及び当行の子会社等）は、平成19年3月31日現在、当行、連結される子会社及び子法人等（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等95社）ならびに関連法人等（持分法適用会社。シンキ株式会社等27社）で構成され（*）、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。当行連結決算におきましては、子会社及び子法人等95社を連結し、関連法人等27社に持分法を適用しております。

（*）他に非連結子会社90社あり

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

（銀行業務）

当行の本店のほか国内支店、一部の子会社及び子法人等ならびに一部の関連法人等（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーアンドコマースシャルファイナンスビジネス業務などを行っております。

（証券業務）

国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

（信託業務）

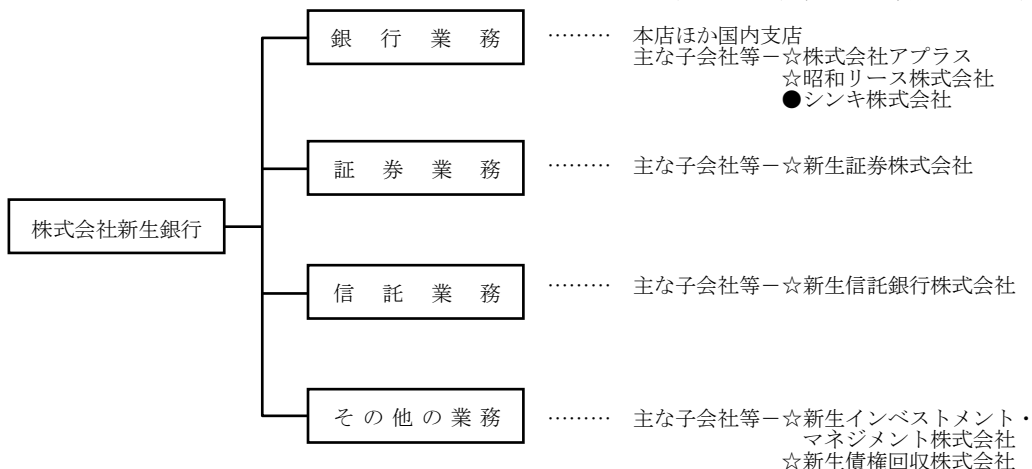
国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

(その他の業務)

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(☆は子会社、●は持分法適用会社)



【金融経済環境】

当該事業年度（当連結会計年度）のマクロ経済金融環境を顧みますと、日本経済はいざなぎ景気を超える戦後最長の景気拡大局面を持続しております。第3四半期のGDP伸び率は年率5.5%と高く、年度成長率は2%を確保する見通しです。消費者物価は、エネルギー価格反落の影響もあって、なお0%に近い水準で推移しておりますが、中長期的にはデフレへの回帰リスクは小さくなったとみられております。公的資金を注入された銀行も返済を加速させているほか、長期間に亘って減少傾向を続けていた貸出の伸びも増加に転じてきており、金融システム全体の強化がみられました。

こうした実体経済のもと、日本銀行は昨年3月に量的緩和政策を解除したのにつき、7月にゼロ金利政策を解除して、無担保オーバーナイトコールレートの誘導水準をゼロから0.25%へ引き上げました。また、今年2月には、追加利上げを決定し、誘導水準は0.25%から0.5%へ引き上げられました。順調な経済を反映して、長らく続けられてきた超低金利政策から脱却し、正常な金利水準に向けた金融政策が続けられていくとみられます。

海外経済も引続き良好な拡大を続けております。主要先進国だけでなく、エマージング諸国経済も順調な成長局面にあり、一時懸念されたエネルギー価格高騰の影響も限定的なものにとどまりました。世界経済の牽引役を担ってきた米国経済は、住宅セクターの減速の個人消費への影響をなお見極める必要がありますが、潜在成長率に近い成長は確保できるものと見込まれております。

世界的にインフレ率の低い中での成長が持続しており、政策金利の引き上げも穏やかなものにとどまっております。主要国の政策金利が引上げられているとはいうものの、世界全体での貯蓄超過構造に変化はなく、流動性状況は依然として潤沢な環境にあります。

金利市場は、日本銀行の引締めを懸念して、利回りが上昇する展開となりましたが、その後、インフレの落ち着きを好感して、二度の利上げにもかかわらず、債券利回りは低下傾向で推移しました。

株式市場は、昨年4月に日経平均で17,500円を回復したのち、金利上昇と慎重な業績予想を嫌気して反落しましたが、良好な実体経済を反映して徐々に上昇し、本年2月には日経平均は平成12年以来となる18,000円を回復しました。

円は、日本経済回復に伴う対ドルでの買いにより、5月に109円まで上昇しましたが、依然として大きな金利差と個人資産の国際分散投資の流れが継続していることから、一時122円台まで下落しております。

全体として、日本経済は企業部門好調、個人消費はやや力強さを欠く展開、と総括できますが、今後個人部門にも成長の恩恵としての所得増加が見込まれることから、引き続き経済を下支えすることが期待されております。

一方で、消費者金融、クレジットカード、信販業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。「ヤミ金融問題」、「多重債務者問題」の顕在化を受け、いわゆる「貸金三法（貸金業の規制等に関する法律、利息制限法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）」の改正の検討が進められてきましたが、平成18年1月13日に最高裁からいわゆるグレーゾーン金利に関する司法の判断として、利息の制限額を超える額の金銭の支払につき「任意の支払い」を否定した判決が出たことにより改正議論が一挙に進展し、平成18年12月20日には各改正法が公布されました。

この貸金三法の大幅な改正は、多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策として、上限金利の引下げ、総量規制の導入、参入規制の強化を柱にしており、消費者金融、クレジットカード会社、信販会社、利用者へ大きな影響を及ぼすものであり、このため貸金業界は抜本的なビジネスモデルの再構築を迫られることとなりました。具体的には、日本公認会計士協会により「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」が公表されたことを受けて、グレーゾーン金利に関し、貸金業界の大手

5社だけでも1兆円を超える利息返還損失引当金が計上されることとなり、各社とも軒並み赤字決算となりました。

【事業の経過及び成果】

（3つの戦略分野）

当行は、健全な財務体質と、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス、リテールバンキングを3つの戦略分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供しています。

<インスティテューショナルバンキング分野>

当行グループは、お取引先に対して、伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく、新しく付加価値の高い金融商品・サービスをご提供することにより、収益基盤の多様化・安定化を着実に図っています。

従来より強化しているノンリコースローン、証券化及びクレジットトレーディングなどの分野において、当行は主要プレーヤーとしての地位を確立しています。さらに、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務などの成長性が高い分野においても順調な成果を上げています。

平成18年5月、当行は、台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司との間で、戦略的投資を行うことで合意しました。当行の不良債権ビジネスにかかるノウハウだけでなく、法人及び個人向けビジネスにおける経験ならびに最新のITを活用し、日盛グループの競争力の強化を図っています。

平成18年7月には、オーストラリアのマッコリー銀行との間で、折半出資の合弁会社、新生マッコリーアドバイザー株式会社を設立しました。同社は、テレコミュニケーション、メディア及び交通等、日本のインフラならびに関連セクターにおける資産の買収・管理に関連するアドバイザー業務を展開しています。

また、平成18年10月、楽天株式会社との合弁会社、楽天モーゲージ株式会社が営業を開始しました。同社は、インターネットを活用した住宅ローン専業で、住宅金融公庫と提携し、“フラット35”を主力商品として取り扱っています。

なお、中小企業向け貸出につきましては、社長を委員長とする中小企業向け貸出取引推進委員会を定期的に開催するなど全行的に取り組み、お客さまのニーズに応えております。

<コンシューマーアンドコマースファイナンス分野>

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行グループの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースファイナンス分野は、個

品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人に対して提供しております。

同分野のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引下げが見込まれることや過払金の返還請求に伴う負担など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上を図っております。

当行子会社である株式会社アプラスは、貸倒引当金及び利息返還損失引当金のより保守的な計上、希望退職実施を含む経営変革の実施に伴うリストラ関連費用の計上に伴い、平成19年3月期の連結当期純損失は293億円となりました。当行は、同社の経営変革を一層着実なものとするため、当行執行役員副社長のクラーク・グラニンジャーを同社代表取締役社長に派遣するなど経営陣を強化し、平成19年3月に同社が実施した第三者割当増資200億円を引受け、同社の資本増強を図っております。

なお、当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社は、日本公認会計士協会が平成18年10月13日に公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に基づき、より保守的に引当金の計上を行ったことなどに伴い損失を計上したため、平成19年3月期に当行持分法損失として146億円を計上しました。

<リテールバンキング分野>

リテールバンキング分野においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャンネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルの構築に取り組んでおり、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設は、引き続き堅調に推移し、口座数は平成19年3月末には従来からの口座を含め190万口座を超えております。お客さま基盤の拡大に加え仕組預金や投信・年金保険等の投資商品も好評をいただいております。個人預かり資産残高は4兆6,000億円となっております。また、住宅ローンについても、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取扱いを開始したことなどの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成19年3月末の残高は5,400億円に達しております。

当行は、平成18年4月より、日本初となるインターネットで申込可能な投資型年金保険（引受保険会社：ウインタートウル・スイス生命保険株式会社）の取扱いを開始いたしました。

また、平成18年11月、当行は、インド最大の投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt. Ltd. と提携し、同12月から「新生・UTIインドファンド」の取扱いを開始いたしております。

店舗につきましては、6月に日本橋フィナンシャルセンター（東京都）を開設いたしました。また、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）ネットワークにおけるATM設置駅数は37駅（平成19年3月31日現在）となっております。

当行は、“Color your life”というブランドコンセプトのもと、お客さまの人生に豊かさと彩りを添えるお手伝いをしたいと考えております。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーに投入することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、お客さま基盤の拡大を図ってまいります。

（財務体質の強化）

財務体質の強化につきましては、引続き不良債権の最終処理に取り組んだ結果、金融再生法ベースの開示債権は平成19年3月末現在で279億円となり、不良債権比率は0.53%となっております。資金調達面では、コスト削減に向けた調達構造の見直し・多様化を進めております。格付の向上やお客さまからの信任の高まりに伴い、預金・債券ともに調達コストは低下しております。預金については、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、調達基盤が拡大しております。

格付につきましては、日本格付研究所が平成18年6月に当行長期優先債務格付をAマイナスからAに引き上げております。

（自己資本）

銀行に対する自己資本比率規制の新たな枠組み（パーゼルⅡ 日本においては2007年3月末より適用）において、信用リスクの算出手法として基礎的内部格付手法（F-IRB）の使用につき金融庁より承認を受けております。これは当行自身の内部格付制度とパラメーター推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能となると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。併せてオペレーショナルリスクについては粗利益配分手法（TSA）の使用、またマーケットリスクにつき内部モデル手法の使用についても承認を受けております。当行はこれらの高度な手法を採用する銀行に相応しい内部管理体制の維持向上・情報開示の充実に努めていく考えであります。

(業績)

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

<概要>

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は10兆8,376億円（前連結会計年度末比1兆4,326億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が5兆4,209億円（同比1兆3,491億円増加）で、債券は7,032億円（同比3,156億円減少）、貸出金につきましては5兆1,463億円（同比1兆587億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,600億円（前連結会計年度比309億円増加）、経常費用は5,368億円（同比792億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は231億円（同比482億円減少）となり、特別利益152億円、特別損失1,041億円、法人税等32億円（損）、法人税等調整額246億円（益）、少数株主利益166億円（損）等を加えた連結当期純損失は609億円（前連結会計年度は連結当期純利益760億円）となりました。

<預金・譲渡性預金>

当連結会計年度に預金は1兆263億円増加いたしました。これは主に個人のお客さまからの預金が新型預金商品の販売もあって引き続き増加したことによるものです。また、譲渡性預金は当連結会計年度に3,228億円増加し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は前連結会計年度末比1兆3,491億円増加の5兆4,209億円となりました。

<債券・社債>

上記のような顧客戦略に加え、普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に3,156億円減少し、年度末発行残高は7,032億円となりました。一方、社債に関しては海外での劣後債発行もあって当連結会計年度中に1,024億円増加して年度末発行残高は4,004億円となっております。

<貸出金>

貸出金については、大企業を中心に景況感が堅調に推移して企業の資金需要が回復するとともに、当行ではお客さまに様々なソリューションを提案して、積極的に取り組みました。様々な営業活動によって貸出金は当連結会計年度に合計1兆587億円増加し、年度末残高は5兆1,463億円となりました。

<有価証券・特定取引資産>

当連結会計年度の有価証券は3,601億円増加して、年度末残高は1兆8,546億円となり、また特定取引資産は1,098億円増加し、年度末残高は3,033億円となっております。

<経常損益>

収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比477億円増加して1,728億円となりましたが、これは主に、貸出金残高の増加によって貸出金利息が前連結会計年度比223億円増加して1,268億円となったことや、有価証券利息配当金が前連結会計年度比154億円増加して323億円となったことによるものです。また非資金運用収益においても、引続き投資銀行業務を戦略業務として推進し、経常収益は前連結会計年度比309億円増加して5,600億円となりました。

一方、経常費用のうち、資金調達費用については前連結会計年度比345億円増加となる773億円にとどまり、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット収益は、前連結会計年度比131億円増加して954億円となりました。ただ、リテール分野でのお客さま数及び取引数の増加等により営業経費が増加したほか、「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を踏まえて、当行子会社である株式会社アプラス及び当行の持分法適用会社であるシンキ株式会社が利息返還損失引当金を計上したため、その他経常費用が増加しました。その結果、経常費用は5,368億円と前連結会計年度比792億円増加し、当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は前連結会計年度比482億円減少の231億円となりました。

また、銀行の本業の利益指標たる実質業務純益(*)は前連結会計年度比193億円減少の1,183億円となっております。なお、当行では、本業の1つの柱としてクレジットトレーディング業務に注力しており、同業務を中心とする金銭の信託運用損益を実質業務純益に含めております。また、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社の連結調整勘定等の償却費用等は、上記の実質業務純益金額に含まれておりません。

(*) 実質業務純益は経営管理上の計数で、概ね経営健全化計画における単体の実質業務純益(=業務粗利益+金銭の信託運用損益-経費(除く臨時処理分))と同様のベースで算定されております。

<当期純損益>

特別利益につきましては前連結会計年度比115億円増加の152億円となりました。これは主に、英国所在で資金運用業の持分法適用会社BlueBay Asset Management Ltd. が上場し、当行は同社株式を放出して売却益116億円を得たことによるものです。一方、特別損失につきましては、当行子会社の株式会社アプラスにかかるのれん及び無形資産の減損を計上したほか、株式会社アプラスでリストラ関連費用を計上したこと等により前連結会計年度比1,026億円増加の1,041億円となりました。このため、前連結会計年度では税金等調整前当期純利益737億円を計上いたしましたが、当連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円となりました。

少数株主利益につきましては、主に当行子会社が発行した優先出資証券にかかる配当支払いによって、前連結会計年度比113億円費用増加となる166億円（損）となりました。以上により、税金等調整後の当期純損益も前連結会計年度の当期純利益760億円から当連結会計年度は当期純損失609億円になりました。

銀行単体の税引後当期純損益につきましても、前事業年度の当期純利益748億円から当事業年度は当期純損失419億円となって、経営健全化計画の目標当期純利益730億円を達成できませんでした。

<純資産の部>

当連結会計年度末の純資産の部合計は9,332億円となりました。純資産の部は当連結会計年度から、従来の資本の部（前連結会計年度末の残高8,553億円）に少数株主持分（前連結会計年度末の残高2,618億円）等を加えて表示することになったものです。自己株式につきましては、平成18年8月17日に公的資金の一部返済の一環として株式会社整理回収機構が保有していた当行普通株式のうち175,466千株を市場取引で取得し、平成18年11月16日付けでこのうち85,000千株を消却しており、当連結会計年度末の残高は725億円となっております。

(注) 本文中に記載の業績にかかる金額は単位未満を切り捨て、また比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

1. 経営健全化計画の達成

当行グループは、子会社である株式会社アプラスにかかるのれんおよび無形資産の減損を行ったことを主因として、609億円の連結当期純損失を計上いたしました。また、それに伴い、単体におけるアプラス優先株式の減損とアプラス普通株式への投資損失引当金の計上、ならびに持分法適用会社であるシンキ株式会社の普通株式への投資損失引当金計上等を主因として、単体業績は当期純損失419億円となりました。

この結果、経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなりました。公的資金による資本注入を受けている銀行として、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、3つの戦略分野それぞれにおける収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

2. 広告表示の改善

当行は、平成19年3月28日に、公正取引委員会より、平成18年8月から同年10月まで使用していた、定期預金「パワード定期プラス」のチラシについて、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第2号の規定に違反（有利誤認）するとして、同法第6条第1項の規定に基づく排除命令を受けました。

このような事態に至ったことについて、当行は、広告表示チェック体制における消費者の視点からのチェックが不十分であったこと等が問題であったと考えております。お客さまをはじめとする関係各位にご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。当行では既に平成18年12月4日より、改訂を加えたチラシを使用し、違反状態は解消しているほか、平成19年1月より、「パワード定期プラス」のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど、全く新しいタイプのチラシを使用しております。また、再発防止策として、消費者の視点により当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェック制度」を創設したほか、広告審査委員会を設置するなど、広告チェック体制の見直しを実施しております。当行は、今回の排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも、消費者の視点に立った、よりわかりやすい広告表示に努めてまいります。

3. お客様のニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客様のニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客様のニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

4. グループ競争力・収益力の向上

当行は、グループ会社を含めたパーゼルⅡのスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上を図ってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めてまいります。

なお、当行子会社である新生信託銀行株式会社は、平成18年4月26日に、金融庁より、銀行法第26条第1項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2に基づく行政処分（不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる1年間の業務停止命令）を受けました。当行は、同行に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、同行に対する業務監督委員会を設置して監督を強化しており、改善が必要と指摘を受けた不動産管理信託業務態勢のみならず、同行全体におけるガバナンス・コンプライアンス態勢の見直しと強化ならびに事務や社内体制の整備に努めております。

5. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、内部統制体制の構築及び運用ならびに監査機能のレベルアップを図るとともに、利用者の利便性向上やお客様保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化を図るなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

当行は、“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めていく、日本のすぐれた金融サービス企業」でありたいと考えています。

そのために、顧客重視、誠実さ、責任、チーム・ワーク、社会性という5つの“新生バリュー”を常に実践すべく、この考え方を全社員に徹底するとともに、あわせて新しいコーポレートブランドの構築ならびに積極的なCSR活動を経営戦略の重要な柱として取り組んでまいります。

加えて、当行では、SPB（Shinsei Strategy, Plans and Budgets）と呼ぶ経営管理手法を導入し、営業部門のみならず間接部門においても戦略目標、目標に対するアクションプランを設定し、予算と一体管理しており、定期的な進捗状況のモニタリングを通じて、新生ビジョンの実現性を高めております。SPBの主要子会社への導入を進めるとともに、経営陣がより戦略についてフォーカスし、部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど、SPBの目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取組みに注力しております。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (当期)
連結経常収益	1,723	2,486	5,290	5,600
連結経常利益	473	544	714	231
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	664	674	760	△609
連結純資産	7,300	7,866	8,553	9,332
連結総資産	63,437	85,763	94,050	108,376

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (当期)
預 金	27,784	35,288	41,581	54,714
定期性預金	11,807	17,860	23,431	29,380
その他	15,976	17,428	18,150	25,334
債券発行高	13,622	12,468	10,214	7,039
利付債券	12,952	12,186	10,214	7,039
割引債券	670	282	—	—
社 債	—	500	4,470	5,624
貸 出 金	32,178	34,437	39,612	50,752
個人向け	1,722	2,921	4,578	5,669
中小企業向け	16,913	17,444	16,150	22,802
その他	13,542	14,071	18,883	22,281
特定取引資産 (トレーディング資産)	6,334	1,668	1,733	2,841
特定取引負債 (トレーディング負債)	903	642	1,290	873
有 価 証 券	15,082	18,207	18,097	20,620
国 債	8,683	5,867	4,744	7,472
その他	6,398	12,339	13,353	13,147

	平成15年度 (第4期)	平成16年度 (第5期)	平成17年度 (第6期)	平成18年度 (当期)
総 資 産	64,063	63,963	72,086	87,289
純 資 産	7,292	7,889	8,530	6,588
内 国 為 替 取 扱 高	260,506	278,344	241,715	311,040
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,715	百万ドル 14,200	百万ドル 15,533	百万ドル 11,559
経 常 利 益	百万円 44,806	百万円 46,697	百万円 60,497	百万円 47,146
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 65,320	百万円 68,097	百万円 74,890	百万円 △41,960
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 45 23	円 銭 47 27	円 銭 52 27	円 銭 △32 14

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。
それに伴い平成16年度(第5期)より記載様式を変更しております。
4. 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
5. 税引後当期純損益につきましては、平成17年度の当期純利益748億円から平成18年度(当期)は当期純損失419億円となっておりますが、主要因として特別損失に計上された子会社株式評価損(993億円)及び投資損失引当金(159億円)の計上があげられます。また平成18年度(当期)に純資産が減少しておりますが(前年度比1,941億円減)、主要因として前述の損失計上の他に、自己株式の取得(1,366億円。但し、期中に639億円分を消却。)があげられます。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末					前 年 度 末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人 4,848	人 126	人 95	人 295	人 5,364	人 4,995	人 77	人 64	人 271	人 5,407

- (注) 使用人数は、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北海道・東北地区	2 (－)	2 (－)
関 東 地 区	24 (7)	24 (7)
(うち東京都内)	(20 (7))	(20 (7))
中 部 地 区	2 (－)	2 (－)
近 畿 地 区	7 (2)	7 (2)
中国・四国・九州地区	3 (－)	3 (－)
国 内 計	38 (9)	38 (9)
海 外	1 (－)	1 (－)
合 計	39 (9)	39 (9)

(注) 上記のほか、当年度末における駐在員事務所は1か所（前年度末1か所）となっております。
また、当年度末において店舗外現金自動設備を173か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
日 本 橋 出 張 所	東 京 都 中 央 区 宝 町 2 - 1 - 1

③ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ. 銀行業務（上記イ.を除く）

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
株 式 会 社 ア プ ラ ス	東 京 本 部	東 京 都 新 宿 区 新 小 川 町 4 - 1
昭 和 リ ー ス 株 式 会 社	本 店	東 京 都 新 宿 区 四 谷 3 - 1 2

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 証 券 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

ニ. 信託業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 信 託 銀 行 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

ホ. その他の業務

主要な会社名とその主要な営業所

会 社 名	営 業 所 名	所 在 地
新 生 イ ン ベ ス ト メ ン ト ・ マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8
新 生 債 権 回 収 株 式 会 社	本 店	東 京 都 千 代 田 区 内 幸 町 2 - 1 - 8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位: 百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	8,933
証券業務	48
信託業務	46
その他の業務	580
合計	9,608

ロ. 重要な設備の新設等 (単位: 百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	昭和リース株式会社本社ビル売却	——

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行議決権比率(%)	その他
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	25,000	68.96 (68.96)	—
昭和リース株式会社	東京都新宿区	リース業務	昭和44年 4月2日	24,300	96.31	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年 8月11日	5,500	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は95社、持分法適用会社は27社であります。

当期の連結経常収益は5,600億円(前年度比309億円の増収)、連結当期純損失は609億円(前年度は760億円の連結当期純利益)となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

都市銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

信託銀行

中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社

その他

商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行

2. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、現金自動預払機による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、郵便貯金と提携し、現金自動預払機の相互利用による現金入出金のサービス及び相互送金のサービスを行っております。
4. 当行は、以下の鉄道会社と提携し、駅構内に当行現金自動預払機を設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、京浜急行電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社
5. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSの現金自動預払機による現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、日本におけるインフラ資産への投資を行うためのアドバイザー会社として、オーストラリアのマッコリー銀行との間で折半出資により平成18年7月、新生マッコリーアドバイザー株式会社を設立いたしました。
7. 当行は、英国において資本市場を通じて企業の年金債務を解消する業務を行うGuaranteed Pensions LLPを他の提携先とともに平成18年12月12日に設立いたしました。当行持分は22.5%となります。

8. 当行は、平成18年11月インド最大の投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt. Ltd.と業務提携し、同社グループが行うインドにおける運用を、日本国内の投資家の皆さまに提供していくことに合意いたしました。
9. 当行は、住宅ローン専門の金融会社として、楽天株式会社との間で折半出資により平成18年2月に楽天モーゲージ株式会社を設立し、同年10月より営業を開始いたしました。
10. 当行は、子会社である株式会社アプラスと提携し、平成19年3月26日より同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを開始しました。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当ありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当ありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの

日付	状況
平成18年4月1日	当行は、平成18年4月1日をもって新生セールスファイナンス株式会社の全株式を当行の子会社である株式会社アプラスに譲渡いたしました。
平成18年7月21日	当行は、台湾の金融持ち株会社であるJih Sun Financial Holding Co., Ltd.の戦略的パートナーとして、平成18年7月21日同社の32.96%を占める普通株式および普通株転換条項付優先株式を取得いたしました。
平成19年3月26日	当行は、子会社である株式会社アプラスが発行するF種優先株式200億円を引き受け、平成19年3月26日に払い込みを完了いたしました。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

イ. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当、委員会	重要な兼職	その他
ティエリー ポルテ	取締役 指名	—	—
杉山 淳二	取締役	—	—
マイケル J. ボスキン	取締役 (社外) 指名	スタンフォード大学 教授	—
エミリオ ボティン	取締役 (社外) 報酬	サンタンデールグループ 会長	—
ティモシー C. コリンズ	取締役 (社外) 指名 報酬	リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者	平成19年2月28日 退任
J. クリストファー フラワーズ	取締役 (社外) 指名 報酬*	J. C. フラワーズ社 会長	—
可児 滋	取締役 (社外) 監査	横浜商科大学 教授	—
フレッド H. ラングハマー	取締役 (社外) 報酬	エステイローダー株式会社 海外 事業専属会長	—
榎原 稔	取締役 (社外) 指名* 報酬	三菱商事株式会社 相談役	—
長島 安治	取締役 (社外) 監査	弁護士	—
ルシオ A. ノト	取締役 (社外) 指名	ミッドストリーム・パートナーズ マネージングパートナー	—
小川 信明	取締役 (社外) 監査	弁護士	—
高橋 弘幸	取締役 (社外) 監査*	—	—
ジョン S. ワズワース Jr.	取締役 (社外) 報酬	モルガン・スタンレー アドバイザ リーディレクター	—
山本 輝明	取締役	株式会社アプラス 取締役副会長	—

(注) *は各委員会の委員長であります。

ロ. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
ティエリー ボルテ	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	—
杉 山 淳 二	代表執行役 会長	株式会社アプラス 取締役会長	—
ダナンジャヤ デュイベディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	—	—
ラ フール グプタ	専務執行役 最高財務責任者 財務部門長	—	—
加 藤 正 純	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長	—	—
サ ン ホー ソ ン	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門最高 責任者部門長	—	—
寺 井 宏 隆	専務執行役 リテール部門長	—	—
富 井 順 三	専務執行役 インスティテューショナルバンキング部門長	—	—
小 島 一 美	常務執行役 コーポレートアフェアーズ部門長	—	—
藤 本 和 也	執行役 公共金融本部長	—	—
船 山 範 雄	執行役 戦略推進室長	—	—
本 多 道 昌	執行役 公共・金融法人部長	—	—
岡 野 道 征	執行役 オペレーション本部長、リテールサービス本部長	—	—
佐 藤 芳 和	執行役 システム本部長	—	—
土 屋 貴	執行役 大阪支店長	—	—
片 山 悟	専務執行役 リテール部門長	—	平成19年1月10日 辞任
クラーク グラニンジャー	執行役副社長 インスティテューショナルバン キング部門最高責任者部門長	—	平成19年3月14日 辞任

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	報 酬 等
取 締 役	153百万円 (内 報酬以外の金額16百万円)
執 行 役	1,919百万円 (内 報酬以外の金額157百万円)
計	2,072百万円 (内 報酬以外の金額173百万円)

- (注) 1. 当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 定時株主総会の翌日以降、当該年度末までに退任した取締役1名、執行役2名が含まれております。
3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしておりません。
4. 上記金額には、職務執行の対価として付与された新株予約権について、当該年度に費用計上した以下金額が含まれております。
- | | |
|-----|--------|
| 取締役 | 16百万円 |
| 執行役 | 157百万円 |
5. 上記金額には、当該年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。
- | | |
|-------|-------|
| 取締役1名 | 3百万円 |
| 執行役2名 | 69百万円 |
6. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次のとおりであります。
- ① 基本方針
役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。
- ・ 役員の業績
 - ・ 当行の収益動向
 - ・ マーケット水準
- 役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。
- ② 取締役報酬について
グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。
- ③ 執行役報酬について
トータル報酬の目的は以下のとおりとする。
- ・ 業務執行能力の高い人材の確保
 - ・ 当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること
- トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のFRINGE BENEFITを供与するものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況
マイケル J. ボスキン	<p>エクソン・モービル・コーポレーション 社外取締役</p> <p>オラクル・コーポレーション 社外取締役</p> <p>ボーダフォン・グループ 社外取締役</p>
エミリオ ポティン	<p>バンコ・サンタンデール・セントラル・イスパノ 会長（業務執行者）</p> <p>サンタンデール・インベストメント 会長（業務執行者）</p> <p>サンタンデール・チリ・ホールディング 会長（業務執行者）</p> <p>ポルタル・ユニバーシア アンド アフィリエーツ 会長（業務執行者）</p>
ティモシー C. コリンズ (注1)	<p>リップルウッド・ホールディングス 最高経営責任者（業務執行者）</p> <p>RHJ インターナショナル 最高経営責任者（業務執行者）</p> <p>スプレスタ社 社外取締役</p> <p>コマーシャル・インターナショナル銀行 社外取締役</p> <p>RSC エクイップメント・レンタル 社外取締役</p> <p>リーダーズ・ダイジェスト・アソシエーション 社外取締役</p>
J. クリストファー フラワーズ (注3)	<p>J. C. フラワーズ社 会長（業務執行者）</p> <p>エンスタールグループ 社外取締役</p> <p>NIBC銀行 スーパーバイザリーボードメンバー</p> <p>NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー</p> <p>HSHノルド銀行 スーパーバイザリーボードメンバー</p> <p>フォックス・ピット・ケルトン社 社外取締役</p>
可児 滋	<p>拓殖大学大学院 客員教授</p>
フレッド H. ラングハマー	<p>ウォルト・ディズニー社 社外取締役</p> <p>アメリカン・インターナショナル・グループ 社外取締役</p>

氏 名	兼 任	そ の 他	の 状 況
榎 原 稔	三菱UFJ証券株式会社		社外取締役
	三菱倉庫株式会社		社外取締役
	株式会社三菱総合研究所		社外取締役
	株式会社ミレアホールディングス		社外取締役
	米I BM社		社外取締役
	リップルウッド・ホールディングス		社外取締役
長 島 安 治	日本オーチス・エレベータ株式会社		社外取締役
	いすゞ自動車株式会社		社外監査役
	大阪ヒルトン株式会社		社外監査役
ル シ オ A . ノ ト	アルトリア・グループ		社外取締役
	米I BM社		社外取締役
	ユナイテッド・オート・グループ		社外取締役
	コマーシャル・インターナショナル銀行		社外取締役
	ステムセル・イノベーションズ		社外取締役
小 川 信 明	長谷川香料株式会社		社外監査役
高 橋 弘 幸 (注2)	松下電器産業株式会社		社外監査役
ジョン S. ワズワース Jr.	マニトウ・ベンチャー		パートナー
	シーユアン・ベンチャー		会長

(注) 1. 平成19年2月28日に退任いたしました。

2. 平成19年6月、協和発酵工業株式会社の社外監査役に就任予定であります。

3. J. クリストファー フラワーズ氏が会長を務めるJ. C. フラワーズ社あるいはその関連会社がジェネラルパートナーとなる案件に当行が参加しているものがあります。

その他の取締役が業務執行者である会社と当行との間に重要な取引はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会の出席状況 監査委員会の出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況①
マイケル J. ボスキン	7年1ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回全てに出席	専門分野である経済の観点から議案等に関し必要な発言を適宜行っております。
エミリオ ボティン	6年11ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中3回出席	主に当行のリテール業務に関連する分野の議案について銀行経営者としての専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
ティモシー C. コリンズ (注)	7年	平成19年2月末退任までの 当事業年度開催の取締役会 9回中2回出席	議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
J. クリストファー フラワーズ	7年1ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席	議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
可児 滋	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会15 回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
フレッド H. ラングハマー	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中8回出席	特にリテール業務に関しコンシューマー分野の経営者としての豊富な経験、専門的見地から必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 稔	7年1ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中8回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
長島 安治	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会15 回中13回出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地また他社社外役員の経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
ルシオ A. ノト	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、内部管理を中心に議案、審議全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
小川 信明	常勤監査役 1年 社外取締役 7年1ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査委員会15 回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、また他社社外監査役の経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
高橋 弘幸	9ヶ月	平成18年6月就任後、当事業 年度開催の取締役会9回 中全て、監査委員会11回中 全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
ジョン S. ワズワース Jr.	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。

氏 名	取締役会における発言その他の活動状況②
マイケル J. ボスキン エミリオ ボティン ティモシー C. コリンズ (注) J. クリストファー フラワーズ 可 児 滋 フレッド H. ラングハマー 榎 原 稔 長 島 安 治 ル シ オ A . ノ ト 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	<p>当行は平成19年3月28日に、個人向け金融商品の宣伝用ちらし（平成18年8月から平成18年10月に使用）が不当景品類及び不当表示防止法に違反するとして、公正取引委員会より排除命令を受けました。</p> <p>各社外取締役は、日頃より取締役会や監査委員会において法令遵守およびそのための体制整備の重要性について注意を喚起しておりました。個人向けの広告等については公正取引委員会が調査を開始していることを含め問題となっている事実や自主的な改善の状況等について、取締役会及び監査委員会において報告を受け、注視してまいりました。排除命令受領前の取締役会においては、業務執行陣から報告を受けるとともに、監査委員会からは、排除命令が発せられた場合には厳正に対処し、お客さま保護態勢整備に向けた内部管理体制の見直しを行うよう要請がなされました。また、排除命令受領後の取締役会においても、業務執行陣から報告を受けるとともに再発防止策として導入された、当行の広告について消費者の視点からのチェックを受ける「消費者広告チェック制度」に留まらず、内部のチェック体制を充実させるよう要請を行いました。取締役会における議論を通じ、同様な事案が発生しないよう予防措置を取ることの必要性を確認いたしました。</p>

(注) 平成19年2月28日に辞任いたしました。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
マイケル J. ボスキン エミリオ ボティン ティモシー C. コリンズ (注) J. クリストファー フラワーズ 可 児 滋 フレッド H. ラングハマー 榎 原 稔 長 島 安 治 ル シ オ A . ノ ト 小 川 信 明 高 橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	<p>社外取締役は当行と会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。</p>

(注) 平成19年2月28日に退任いたしました。

(4) 社外役員に対する報酬等

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	153百万円 (うち報酬以外の金額16百万円)	—

- (注) 1. 平成19年2月辞任のティモシー C. コリンズ氏分も含んでおります。
2. 上記金額には当該年度に支給した社外取締役に対する退職慰労金3百万円が含まれております。
3. 報酬以外の金額16百万円は、社外取締役に職務執行の対価として付与された新株予約権について、当該年度に費用計上した金額となります。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数	普通株式	2,500,000千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	600,000千株
発行済株式の総数	普通株式	1,473,570千株
	甲種優先株式	74,528千株
	乙種優先株式	300,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	54,939名
甲種優先株式	1名
乙種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
ザチェースマンハットンバンクエヌエイロンドン	133,306千株	9.04%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	110,122千株	7.47%
株式会社新生銀行	96,418千株	6.54%
サンタンデールインベストメントエスエーシーセントラルヴァローレ	65,184千株	4.42%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	48,502千株	3.29%
ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウツ エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー	44,138千株	2.99%
アストヤナクスコーポレーション 380098	44,138千株	2.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,131千株	2.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	29,846千株	2.02%
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォーイツ クライアントメロンオムニバスユーエスペンション	28,219千株	1.91%
ザバンクオブニューヨークトリートイージャズデツクアカウント	22,810千株	1.54%

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 「ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカウツ エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー」名義の株式は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
4. 「アストヤナクスコーポレーション380098」名義の株式は当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が、実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。
5. パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社ほか共同保有者計9社が平成19年1月9日(報告義務発生日:平成18年12月31日)に関東財務局長に提出した大量報告書には、共同保有者が当行普通株式を合計108,046,100株保有している旨の記載がありますが、株主名義及び実質保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当行の株主名簿によっています。
6. モルガン・スタンレー証券株式会社ほか共同保有者計6社が平成19年1月22日(報告義務発生日:平成19年1月15日)に関東財務局長に提出した変更報告書No. 1には、共同保有者が当行普通株式を合計100,388,528株保有している旨の記載がありますが、株主名義および実質保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当行の株主名簿によっています。

7. テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドほか共同保有者計3社が平成19年2月7日（報告義務発生日：平成19年1月31日）に関東財務局長に提出した変更報告書No. 1には、共同保有者が当行普通株式を合計136,287,139株保有している旨の記載がありますが、株主名義および実質保有株式数は確認できませんので、上記の記載は当行の株主名簿によっています。

② 甲種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
預金保険機構	74,528千株	100.00%

③ 乙種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	300,000千株	100.00%

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年5月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月1日
発行した新株予約権の数	9,455個	250個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	1,005個/13名	250個/1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,781,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	551円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成18年7月1日から平成26年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	4,922個	2,856個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	703個/12名	1,241個/4名
社外取締役の保有状況	250個/10名	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,917,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,548,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成17年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	1,287個	561個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	176個／9名	84個／2名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,037,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 432,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成17年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成17年9月23日
発行日	平成17年9月28日	平成17年9月28日
発行した新株予約権の数	157個	53個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	108個／1名	36個／1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 157,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	697円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	5,342個	3,027個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	673個/15名	1,659個/3名
社外取締役の保有状況	250個/10名	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,676,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,680,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成18年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	1,439個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	193個/12名
社外取締役の保有状況	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,258,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
取締役会決議日	平成18年 5 月23日	平成18年 5 月23日
発行日	平成18年 5 月25日	平成18年 5 月25日
発行した新株予約権の数	5,342個	3,027個
うち使用人に対する発行個数	4,384個／559名	1,319個／28名
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,342,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 3,027,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年 6 月 1 日から平成27年 6 月23日	平成18年 6 月 1 日から平成27年 6 月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年 6 月 1 日以降とし、さらに平成20年 6 月 1 日から平成21年 5 月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年 6 月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	1,439個	331個
うち使用人に対する発行個数	1,250個/159名	331個/19名
うち子会社及び子法人等の会社役員及び使用人に対する発行個数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,439,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 331,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成18年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

(注) 上記個数には交付後に当行役員となった使用人に交付した個数が含まれており、当該個数は「(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等」においても含まれております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）		そ の 他
監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	290	監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。
	監査証明業務以外の業務	6	
	報 酬 等 計	296	

- (注) 1. 指定社員は後藤順子氏、宮崎茂氏の2名です。
2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 （ 百 万 円 ）		
	監 査 証 明 業 務	471
	監査証明業務以外の業務	10
	報 酬 等 計	481

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。

1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合
3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第35条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

なお、中長期的な今後の配当方針としましては、優先株式については所定の配当を支払う他、普通株式につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえ、グローバルスタンダードに基づき株主の皆様への収益配分を図っていくことを基本的方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスにも留意の上、公的資金注入行に課せられている経営健全化計画等の制約の下、総合的に判断していく所存であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については、当行では「内部統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。その概略は以下のとおりです。

なお、当行は、平成16年6月に旧商法及び旧株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「旧商法特例法」と言います。）に基づき委員会等設置会社に移行した時点において、旧商法特例法及び旧商法施行規則に定められた監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として、取締役会において「内部統制規程」を定める決議を行い内部統制システムの構築を図っていたものでありますが、平成18年5月の会社法施行に伴い「内部統制規程」に必要な改定を行った上、改めて取締役会において決議しております。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員のうち取締役会から任命されたものを監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。

- (2) 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）

監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとし、執行役からの独立性を確保しております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。

- (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）

執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会または監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会または予め指名された監査委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役または従業員から意見を聴取することとしております。

- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第1項第4号）

執行役及び従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査委員会は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。

- (5) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号ホ、会社法施行規則第112条第2項第4号）

執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

この規範の下、必要に応じた社内規程を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。

(6) 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）

執行役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役及び従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施及び教育・訓練の実施等に関して規定しております。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）

損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに則ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスク・投資委員会、クレジット委員会、ALM／市場リスク委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、及び③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。

(8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）

当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。

「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (9) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス管理と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は子会社・関連会社運営における当行グループ価値の極大化（グループとしてのレピュテーション等諸リスク極小化に資する適切な経営管理を含む）をその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

以上の内部統制システムの実施状況を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当(他の法人等の代表状況)	所有する当行株式の数
1	ティエリー ホルテ (昭和32年6月28日生)	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長(現任)	普通株式 485,549株
2	すぎやま じゅんじ 杉山淳二 (昭和21年4月15日生)	昭和45年5月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成8年6月 同行取締役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 常務執行役員 平成14年1月 同社専務執行役員 平成14年4月 株式会社アプラス顧問 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当行取締役代表執行役員副会長 平成18年6月 当行取締役代表執行役会長(現任) 平成19年3月 株式会社アプラス取締役会長(現任)	0株
3	マイケル J. ホスキン (昭和20年9月23日生)	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーパー研究所T.M.フリードマン経済学教授上級研究員(現任) 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取締役(現任) 平成8年1月 エクソン・コーポレーション(現エクソン・モービル・コーポレーション) 取締役(現任) 平成11年6月 ホーダーフォン・グループ 取締役(現任) 平成12年3月 当行取締役(現任)	普通株式 105,783株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 ）	所有する当 行株式の数
4	エミリオ ホンティン (昭和9年10月1日生)	昭和33年10月 サンタンテール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 バンコ・サンタンテール・セントラル・イスパノ会長（現任） 平成12年4月 当行取締役（現任） 平成15年7月 サンタンテールグループ会長（現任）	0株
5	J. クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 コールドマン・サクス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役（現任） 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成14年11月 J. C. フラワーズ 社会長（現任） 平成17年12月 N I B C 銀行スーパーバイザリーボードメンバー（現任） 平成18年6月 フォックス・ビット・ケルトン社取締役（現任） 平成18年10月 H S H / ルド銀行スーパーバイザリーボードメンバー（現任）	普通株式 92,670,463株
6	伊藤 侑徳 (昭和11年3月8日生)	昭和37年4月 日本輸出入銀行（現国際協力銀行）入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O C ホールディングス株式会社監査役 平成18年7月 N P O 法人全国社外取締役ネットワークシニア・フェロー（現任） 平成19年3月 株式会社 C E A Japan 代表取締役社長（現任）	普通株式 3,000株
7	か 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役（現任） 平成18年4月 横浜商科大学教授（現任）	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 ）	所有する当 行株式の数
8	フレッド H. ランクハマー (昭和19年1月13日生)	昭和45年9月 トットウェルシージャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネ ージャー 昭和50年1月 エステイローカー・シージャパン社長 昭和60年9月 エステイローカー株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長（現任） 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任） 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ 取締役（現任）	0株
9	まき ほん みのる 榎 原 稔 (昭和5年1月12日生)	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成12年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役（現任） 平成16年9月 米IBM社取締役（現任）	0株
10	なが しま やす はる 長 島 安 治 (大正15年6月22日生)	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・ 常松法律事務所）パートナー 平成9年1月 同事務所顧問（現任） 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員 （現任） 平成16年6月 当行取締役（現任）	0株

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当（他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 ）	所有する当 行株式の数
11	ル シ オ A . ノ ト (昭和13年4月24日生)	昭和37年6月 モービル・コーポレーション入社 平成6年3月 同社会長兼最高経営責任者 平成7年2月 米IBM社取締役（現任） 平成10年1月 アルトリア・グループ 取締役（現任） 平成11年12月 エクソン・モービル・コーポレーション副会長 平成13年3月 ミッド・ストリーム・パートナーズ マネージング・パートナー（現任） 平成13年5月 ユナイテッド・オート・グループ 取締役（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任） 平成18年2月 コマーシャル・インターナショナル銀行取締役（現任）	普通株式 23,238株
12	お 小 川 のぶ あき 信 明 (昭和14年3月13日生)	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所（現小川・友野法律事務所）パートナー（現任） 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行監査役 平成12年3月 当行取締役（現任）	0株
13	たか 高 はし ひろ ゆき 橋 弘 幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役（現任） 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役（現任）	0株
14	ジ ョ ン S . ワ ス ワ ー ス Jr. (昭和14年9月12日生)	昭和38年8月 ファースト・ホーストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド 会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アト・バ イ・テリテイルクター（現任） 平成13年8月 マニトウ・ベンチャー パートナー（現任） 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー会長（現任） 平成17年6月 当行取締役（現任）	普通株式 20,000株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当（委員会）については事業報告(23ページ)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank N. V. に対して融資コミットメントの設定を行っています。
- (2) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏がジェネラルパートナーをつとめる投資組合を通じて実質的に支配している NIBC Bank Ltd. (NIBC Bank N.V. のシンガポール現地法人) に対して融資を行っています。
- (3) 当行は J. クリストファー フラワーズ氏が代表をつとめる J. C. フラワーズ社が設立、運営する J. C. Flowers II L. P. に対して出資を行っています。

その他の取締役と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. (1) マイケル J. ホスキン、エリオ ボティン、伊藤侑徳、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. マスワース Jr. の各氏は社外取締役候補者であります。
- (2) なお、取締役候補者中社外取締役候補者ではないティエリー ボルテ、杉山淳二、J. クリストファー フラワーズの各氏のうち J. クリストファー フラワーズ氏は、いかなる地位もしくは資格に基づいても、当行の業務の執行を行いあるいは常務に従事する予定はありません。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① マイケル J. ホスキン氏につきましては、経済学の専門家としての高い見識と他の企業における社外取締役としての経験を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② エリオ ボティン氏につきましては、銀行経営者としての豊富な経験と特にリテール業務に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 伊藤侑徳氏につきましては、国際金融に関する見識と豊富な経験、銀行業務に関する知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 可児滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ フレッド H. ラングハマー氏につきましては、経営者としての豊富な経験と消費者関連業務における高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑥ 榎原稔氏につきましては、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑦ 長島安治氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑧ ルイ A. ノ氏につきましては、経営者としての豊富な経験と内部管理に関する幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- ⑨ 小川信明氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑩ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ⑪ ジョン S. ワズワース Jr. 氏につきましては、投資銀行業務における幅広い知識・経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款違反する事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った事実行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成19年3月28日に、個人向け金融商品の宣伝用チラシ（平成18年8月から平成18年10月に使用）が不当景品類及び不当表示防止法に違反するとして、公正取引委員会より排除命令を受けました。

社外取締役候補者マイケル J. ホスキン、エミリア ボティン、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ワズワース Jr. の各氏は、日頃より取締役会や監査委員会（監査委員：高橋弘幸、可児滋、長島安治、小川信明の各氏）において法令遵守及びそのための体制整備の重要性について注意を喚起しておりました。個人向けの広告等については公正取引委員会が調査を開始していることを含め問題となっている事実や自主的な改善の状況等について、取締役会及び監査委員会において報告を受け、注視してまいりました。排除命令受領前の取締役会においては、業務執行陣から報告を受けるとともに、監査委員会からは、排除命令が発せられた場合には厳正に対処し、お客さま保護態勢整備に向けた内部管理体制の見直しを行うよう要請がなされました。また、排除命令受領後の取締役会においても、業務執行陣から報告を受けるとともに、再発防止策として導入された当行の広告について消費者の視点からのチェックを受ける「消費者広告チェック制度」に留まらず、内部のチェック体制を充実させるよう要請を行いました。取締役会における議論を通じ、同様な事案が発生しないよう予防措置を取るものの必要性を確認いたしました。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

榎原稔氏が取締役をつとめている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（証券取引法で定められている証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。

- (4) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
- ① マイケル J. ホズキン氏につきましては、経済学者として高い見識を有しており、また、他社での社外取締役の経験も豊富であることから、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
 - ② 長島安治、小川信明の両氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげていると共に、豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
- (5) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① マイケル J. ホズキン、榎原稔、小川信明の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年4ヶ月であります。
 - ② エミリオ ボッティン氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって7年2ヶ月であります。
 - ③ 可児滋、長島安治の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ④ フレッド H. ラングハマー、ルイ A. ノ、ジョン S. ヴァース Jr. の各氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
 - ⑤ 高橋弘幸氏の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
- (6) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
- 社外取締役候補者マイケル J. ホズキン、エミリオ ボッティン、可児滋、フレッド H. ラングハマー、榎原稔、長島安治、ルイ A. ノ、小川信明、高橋弘幸、ジョン S. ヴァース Jr. の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記10名の再任が承認された場合、当行は10名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また新任社外取締役候補者の伊藤侑徳氏は、取締役に選任された場合、当行と上記と同じ内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 当行及び当行子会社の役職員等に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対してストックオプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集事項の決定を取締役に委任することについてご承認をお願いするものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的とし、当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、当行取締役会は、下記「3. 新株予約権の募集事項」としてご承認いただいた範囲内で、行使期間及び行使条件が異なる新株予約権を発行できるものとします。

2. 新株予約権割当の対象者

当行及び当行子会社の取締役、執行役、従業員並びに当行のシニア・アドバイザーに対し本新株予約権9,000個を上限として割当てるものとします。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 募集新株予約権の数の上限

9,000個を上限とする。

(2) 募集新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個につき当行普通株式1,000株

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に①に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減ずる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権割当日から平成30年6月23日までの範囲で、当行取締役会が決定する。

④ 新株予約権の行使の条件

- (i) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。
- (ii) 本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (iii) その他の条件については、本株主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得

- (i) 当行が消滅会社となる合併契約が当行株主総会で承認された場合、又は、当行が行う株式交換又は株式移転に係る株式交換契約又は株式移転計画が当行株主総会で承認

された場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に本新株予約権を無償で取得する。

- (ii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当を受けた者が、④(iii)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態である場合等、本新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当行取締役会が取得の日を定めて当該本新株予約権を取得する旨決議したときは、当行は当該日に当該本新株予約権を無償で取得する。

⑧ 組織再編に伴い交付されうる新株予約権

当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとし、金銭の払込を要しない。

第3号議案 自己株式（甲種優先株式）取得の件

公的資金の一部もしくは全額の返済を行うための柔軟性を確保するため、会社法第156条第1項の規定に基づき、甲種優先株式（発行済株式数74,528,000株）の一部又は全部の買取実施のための枠の設定の承認をお願いするものであります。

1. 取得する株式の種類：当行甲種優先株式
2. 取得する株式の数：甲種優先株式全株（74,528,000株）を上限とする
3. 株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及びその総額：2,250億円を上限とする
4. 株式を取得することができる期間：2007年6月20日開催の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日（2008年4月1日）の前日まで

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年6月19日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】0120-186-417（24時間受付、通話料無料）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生銀行 本店1階 新生ホール
- 最寄り駅
- ・ 地下鉄—東京メトロ 日比谷線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅 (B2出口より徒歩約5分)
 - 東京メトロ 千代田線 霞ヶ関駅 (C4出口より徒歩約1分)
 - 東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅 (9番出口より徒歩約6分)
 - 都 営 三 田 線 内幸町駅 (A7出口より徒歩約2分)
 - ・ J R線—新橋駅 (日比谷口より徒歩約10分)

